

**平成30年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成30年9月20日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第78号 七戸町まちづくり基本条例の制定について
 - 日程第 2 議案第79号 七戸町文化村設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 3 議案第80号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 4 議案第81号 七戸町過疎地域自立促進計画の変更について
 - 日程第 5 議案第69号 平成30年度七戸町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第 6 議案第70号 平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第 7 議案第71号 平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第 8 議案第72号 平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第 9 議案第73号 平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第74号 平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第75号 平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第12 議案第76号 平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第13 決算審査特別委員会審査報告
議案第77号 平成29年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第14 報告第21号 平成29年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 日程第15 発議第 6号 日本政府が核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書の提出について
 - 日程第16 発議第 7号 早急な水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書の提出について
 - 日程第17 発議第 8号 学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書の提出について
 - 日程第18 議員派遣について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	吟清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田惠津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	附田敬吾君	町民課長	天間孝栄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	附田道大君	学務課長	八幡博光君
生涯学習課長	鳥谷部慎一郎君	世界遺産対策室長	甲田美喜雄君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高田浩一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	高田博範君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	原子保幸君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	天間孝栄君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	原子保幸君	事務局次長	中村孝司君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○議長（田嶋輝雄君） 議案に、質疑に入る前に、皆さんにお伺いいたします。

9月13日の一般質問において、4番議員呷清悦君の発言の中で、不穏当な発言があり、その部分について発言の取り消しについて、本人より申し出がありました。

よって、議事録で内容を確認したところ、議長判断により、その部分につきましては会議規則第64条の規定により、本人の申し出のとおり取り消したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） それでは、内容の一部取り消しについては、議長に一任させていただきます。

15番。

○15番（三上正二君） 今の件とやや類似しているのですけれども、先般、呷清悦君の一般質問の中で、通告外という形で町長が答弁しているのです。通告外です。通告というのは、何をもちょう通告とするのですか。

私たちには、この人はこういうことについて通告しますという形だったのですが、その中が含まれないものは通告外でしょう。それに関連しているものは、通告内だと私は認識しているのですけれども、もし、議会の議運のほうではどういう取り扱いをしたのであるかわからないけれども、もし、あの質問の中の内容であるならば、通告外という形には当たらないと思うのですけれども。

その辺はどうなのでしょう。

○議長（田嶋輝雄君） 通告があるものについては、町長の答弁ありました。

私はそれ以外でも関連あるものにつきましては、質問させておりますので、御了承願いたいと思います。御理解いただきたいと思います。

15番。

○15番（三上正二君） 意味が違います。だから、この前の形のは通告外なのかと。

○議長（田嶋輝雄君） いえ、通告外ではないです。

15番。

○15番（三上正二君） だったら町長の答弁が通告外ですというのはおかしいでしょうということ。いいですか。通告外ということは、議員が自分がこういうふうなことを聞きますと以外のことを通告して言ったらだめですよという意味なのです。通告外とはそういうことでしょうか。

通告外ですので、答弁はできません。これはいいのです。答弁はしたけれども、通告外というのはそういう意味じゃないでしょうか。その辺はどうなのと聞いているのです。通告外なのか、通告内であったのかということを知っているのです。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消します。

会議を開きますけれども、この前の通告外という町長の言葉がありましたけれども、私は通告外以外のということで、質問を本人にやらせました。

今後、町長は通告外であっても、私の判断の中でやりますので、そのところは気をつけて、今後通告外ということを抑えるようお願いしたいと思います。

○15番（三上正二君） 議長。

○議長（田嶋輝雄君） 休憩、はい。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 今の御発言、大体わかりました。

確かに私は通告外という言葉を出して答弁をしました。

今、議長おっしゃったとおり、通告した内容と関連があれば通告外ではないと、確かに私もそう思います。

そこで、議事録を精査して、関連するものであれば通告外という言葉を取り消したいと思いますが、その辺は精査をして議長に申し出したいと思っています。議長の判断で、その辺は。もしそうであれば、取り消ししていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

15番。

○15番（三上正二君） はい。

○議長（田嶋輝雄君） もう1件でございますけれども、9月19日の予算審査特別委員会における2番委員の質問事項、講師謝礼の内容について答弁があります。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎君） おはようございます。

昨日の決算審査特別委員会での小坂委員からの御質問。10款5項7目8節報償費、決算書で申し上げますと204ページから205ページに係る講師の人数についてお答えいたしたいと思います。

こちらの節の報償費には、四つの事業の講師謝礼となっておりますので、各事業ごとに御説明いたしたいというふうに思います。

まずは、小学生の総合的な放課後対策事業として実施しております、放課後子供教室事業のコーディネーター、活動サポーターまた習字教室等の講師、計9名の方に年間をとおして活動していただいております。その活動への謝金が、140万3,460円となっております。

おります。

次に、こども園、小中学校で実施しております家庭教育講座では、30講座、30名の講師謝金47万7,905円。こども園、保育園、幼稚園で実施した文化芸術講座では、12講座、12名の講師謝金、64万4,620円。

最後になりますが、国際交流中学生の海外派遣事業における英語学習7回の事前研修、講師3名分の謝金15万2,000円を支出しております。

以上となります。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員、よろしいですか。

それでは改めて、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、平成30年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより、9月13日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第78号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 議案第78号七戸町まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号七戸町まちづくり基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第79号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第2 議案第79号七戸町文化村設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号七戸町文化村設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第80号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第3 議案第80号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について、採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第80号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第81号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第4 議案第81号七戸町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について、採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第81号七戸町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、
原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第69号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第5 議案第69号平成30年度七戸町一般会計補正予算
（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

10ページから、14ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳出に入ります。

15ページ、1款1項1目議会費から、19ページ、2款6項1目監査委員費まで発言
を許します。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 17ページ、2款1項12目18節戸別受信機ダイポールアン
テナ購入費44万3,000円とあるのですが、ダイポールアンテナの、これはどういう
アンテナなのか、何のためか、そこについて、説明願います。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

戸別受信機の受信感度が低い地域、そこに外づけにアンテナを設置して、それを個別受
信機に接続して感度をよくすると。そのためのアンテナでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番。

○7番（佐々木寿夫君） これはどうして、予算に乗らないで補正になったのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○議長（田嶋輝雄君） お答えいたします。

今まで在庫で対応してまいりました。ただし、在庫がもうほとんどなくなってまいりましたので、補正計上して備えたいということでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） ちょっと自分自身でどこの課になるかわかりませんが。

16ページの2款1項8目のところで、トイレ改修工事がなされています。ストーブ設置工事費という形になっていますけれども、これは、どれくらいの年月でこういうような形で、今改修工事になったのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 支所長。

○支所長（加藤 司君） 10番議員、田嶋議員にお答えいたします。

柏葉館のトイレ改修工事でございますが、これにつきましては、1階の女子トイレ四つ、そのうち洋式トイレが一つ、男子トイレ大便のほうは二つありますが、洋式トイレがありません。そのために、各女子、男子に一つずつの、洋式トイレを改修するものであります。

また、中間にあります身障者用のトイレでございますが、入り口がアコーディオンカーテンのようなドアですので、きちんと手で押さなければ車椅子が入れない状態で、そのドアもあわせて改修いたします。

また、ストーブの設置工事ですが、現在1階ロビーにストーブがありませんので、冬場の健診等で寒いものですから、そのためにストーブを設置するものであります。ただ、このストーブについては、今、支所の耐震改修でストーブが1機余りますので、それを再利用するものでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番、よろしいですか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 関連的になるのですが、トイレばかりではなくて、屋根とか、そういう形がこれから出てくると思うのですけれども。申しわけないのですけれども、ふれあいセンターはこの管理に入るのですか。

よろしいです。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消します。

ほかにありませんか。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 16ページ、2款総務費の1項6目企画費、19節企業立地奨励金、これが予算にはなかったのですが、新しくここに補正で盛られているのですが、まずこの企業立地奨励金の理由と、なぜこれが今盛られたのか。説明をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 企画調整課長。

○企画調整課長（中野昭弘君） 企業立地奨励金というのは、起業、会社を起こした場合に、その償却資産等を例えば固定資産税を減免するとか、雇った人数によって奨励金を交付するとかいう制度のものでございまして、今回の場合はコーケンフーズなのですが、現在会社を持って営業しているのですが、増設をしたということで、増設して業務を開始してから1年後の申請ということになっておりますので、今回、補正のほうで計上させていただきました。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、20ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、26ページ、7款1項6目観光交流センター管理費まで、発言を許します。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 22ページ、4款衛生費1項4目母子衛生費のところなのですが、需用費のところ、賄材料費というのが2万1,000円ほど補正されているのですが、母子衛生費に、これは母子の健康相談とか、そういうのをやっているところだと思うのですが、賄材料費というのはなぜ必要なのかかわからないですし、この賄材料費がなぜ補正で予算よりも増額になっているのか、説明ください。

○議長（田嶋輝雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

今回の賄材料費の増額ですが、当初の予算は、乳児相談の際などの離乳食についての材料費でございます。

今回の2万1,000円の増額についてですが、これは子供が生後2カ月のあたりは母親にとって育児疲れなどで気が減入る時期でございます。ただし、町としてはこの時期、かわりがもてない時期でございまして、今回その母子を対象に新たに生後2カ月健康相談として開催し、同じ育児の悩みなどを共有していただき、少しでも早く不安を和らげていただきたいと開催するものでございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番。

○7番（佐々木寿夫君） 育児というのは、母親にとってすごく負担で、そういうことに

よるさまざまな問題が指摘されているのですが、町のほうでは今、生後2カ月くらいの子供について、その母子の不安を和らげるため、こういうのをやっているというのは、大変賛成できる、すばらしい内容だと思っています。

今後この姿勢で続けるようにお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） ピンとこないのですが、25ページ、6款1項17目のところに、17節、22節の内容をちょっとお知らせいただきます。

○議長（田嶋輝雄君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えします。

この場所は、原久保から野崎方面に行っている用水路の改修工事に伴う仮設道路や、支障物件移転補償費になります。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） それに今、関連というわけでありませうけれど、今、この農地の問題でも中山間ということで、道路整備も、例えば農家をやめて貸す側がふえてきて、例えば30馬力のトラクターでよかったものが、100馬力、150馬力いるトラクターが動き出すことによって、道路幅が狭いのと、それから砂利道、町道でありながら砂利道がちょっとグラインダーなんかをかけてもらわないと困るような状況が多々あるのですけれども、その件に関しては本来であれば、ここの今の秋の問題でコンバイン等などが出るトラクター、色々な形の中でこのグラインダーとかそういう整備事業が本来出てきても、これからいいような形があるのですけれども、それは補正には上がってこなくても大丈夫のような状況なのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

通年の、いわゆる耕作用道路的な町道については、通年の維持作業業務として、直営の運転手等にその作業等をやってもらっている状況でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） 町道の、農業地帯寄りの砂利道、言われなくてもそれなりのことを行っているのか。私から見れば、まだやってないところが沢山多々あるように見えるのですけれども。その辺は、言われないとやらないような状況にあるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） 一応、直営の作業部隊のにおいては、パトロール等で随時やっているような状況でございますけれども、耕作関係者等からの連絡を受けた形での作業も実施している状況でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

15番。

○15番（三上正二君） 26ページ、7款1項3目12節の役務費で、観光手数料とあるのですが、これは何なのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

この、観光手数料は、その下に細かくさらにあつて表にはでていないのですけれども、今回の補正の85万円は、スキー場のリフトと圧雪車の定期点検手数料になります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 15番。

○15番（三上正二君） 観光手数料というのは物を見に来たのとは違う。要するに工事とかメンテナンスの部分だということでしょうか。わかりました。

それともう一つ。これはどこでしゃべればいいのか。5目の13節の道路・観光情報館消防計画策定業務委託料とか、そういう関係ですけど。先般の時に、平成31年で物産協会とか、そういうものの形の中の指定管理が切れるのですけれども、その次になるのが今度、七彩館と、それから物産館のほうを分けるということなのですか。そろそろなると、今度、水道とか電気とかそういうものは分離されているのでしょうか。それが大体どれくらいなのか。大体でもよろしいので、わかっているのでしょうか。そろそろわかっていないと、指定管理でどの程度の形で、経費の内訳を分けられないと思うのですけれども。大ざっぱでもいいです。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 議員が御質問のことですけれども、新年度から二つに分けるということ。

水道とか、分かれている部分もありますが、まだ分かれていない部分も結構あります。水道・電気とかです。その辺は、これから精査して、それから按分すべき部分は按分したり、メーターつけたりして、近いうちに経費を分ける予定です。

まだ今、作業中ですので。まだ何割というのはちょっとまだ確定しておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 15番。

○15番（三上正二君） 先般の話で言えば、指定管理は12月、今議会でないということは12月議会か、3月ではもう間に合いません。とすれば、そんなに時間がないです。大体いつ頃にそれが、大体これくらい按分とか、そういうのが出てくるのでしょうか。目安を、大体の。

○議長（田嶋輝雄君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 12月議会に、指定管理の業者を上程する予定でございますので、その前に募集しなければなりません。これは11月中には行うということでございますので。その前に経費の按分をしなければなりませんので、遅くとも10月半ばまでには経費の按分をして、募集していくという形になります。

○議長（田嶋輝雄君） 15番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 26ページ、7款1項6目観光交流センター管理費のところなのですが、この委託料の関係で伺います。

施設管理等業務委託料が473万円補正されているのですが、最初の当初予算が357万円と、倍以上の委託料になっている、ふえているのです。これが、どうしてそうなのか。

もう一つその下の、観光・地域情報発信事業業務委託料。これも当初予算と同じほどの委託料が補正で盛られているのですが、この二つについて、どうしてこんなにふえたのか。

まず、そこを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

まず、施設管理等業務委託料、この中身は観光交流センターのシルバーと、それから警備会社をお願いする委託料であります。

補正の額につきましては、10月から3月までのいわゆる下期分の計上となります。

その下の観光・地域情報発信事業業務委託料につきましては、いわゆる観光交流センターの窓口案内業務の委託料でありまして、これもいわゆる下期の分の計上ということになります。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番、よろしいですか。

7番。

○7番（佐々木寿夫君） 下期の分ということで納得はできるのですが、どうして予算で最初から下期の分まで盛らないで、上期と下期に分けてやるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 財政課長。

○財政課長（金見勝彦君） お答えいたします。

例年、予算の編成においては、まず長期総合計画の政策や、国の政策、社会情勢等踏まえながら、予算を各課で前期分を組み立てて要求してまいります。ただし、その段階では毎年10億円を超える超過がありまして、どうしても当初予算で組めない部分に関しては冬季間の経費であったりとか、下期に係る業務委託料であったりとか、そういったものは9月補正、これは9月補正にしているのは、交付税が確定しまして、年度の予算が大方見

えてまいります。

そのタイミングに合わせて補正するという事で、これまでも議会では何度となく同じような質問があったのですが、その際は毎回、今私が答弁してますとおりの回答でやってきていますが、予算の原則から考えれば、通年かかる予算は当初予算で編成するのが望ましい状況ではあるのですが、多くの予算を占める交付税の予算割れを防ぐ意味でも、今の時期で補正しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番。

○4番（呷 清悦君） 同じ26ページ、7款1項6目13節委託料で、6月定例会の一般質問で自分が提案するのが漏れていた件で、今提案したいのですけれども、やはり、商店街の活性化とか、今現在商業を行っている人たちが所得を伸ばす方法としては、既存のお客以外に道の駅を訪れるお客を何とか自分の店に誘導できるように考えたときに、例えば、つつじまつりであれば、ガイドの方が店のチラシとか、割引券とかを配付して、やはりその分の効果は出ていると思うのです。それを道の駅なり、今できる情報館でも、せめてそういったチラシを置けるようにできないか、提案するつもりが忘れていました。

実際、完成してから行ってみたら、ほかの市町村のパンフレットはきれいに置かれているのですけれど、町内のそういった商業者なんかのチラシが全くないので、そういったものも置けるようにしてほしいなと思っていますので、今後検討してもらえればと思います。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、27ページ、8款1項1目土木総務費から、29ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

6番。

○6番（附田俊仁君） 28ページ、8款2項2目、3目に関連してなのですけれども、みちのくの第二有料道路の完成が、平成30年度中というお話だったと思うのですけれども、その完成年度、年度中ということは3月末までにとという捉え方で間違いではないと思うのですが、実際のところ、最終的な日程というのは出ていますか。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

一般国道45号上北自動車道整備関連のことでよろしいでしょうか。

現在、議員のおっしゃるとおり、上北天間林道路区間について、7.8キロメートルほどありますけれども、現在のところ、まだ平成30年度内の供用ということで、具体的な供用開始通行年の年月日等は、まだ聞こえてございません。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 6番。

○6番（附田俊仁君） 幹線道路が上北、上天橋から、例えば旧みちのく4号線までの幹線道路が例えばあります。394号線は県の管轄として、道路の破損状況が非常に著しいのですが、その例えば完成年度を見据えた上で町では維持修繕の計画というか、遅滞なく取りかかると思うのですが、完成年度、時期が設定できないと、例えば今年度中に整備の計画を立てるとかいうこともできなくなるではありませんか。そうすると、その整備がどんどん後ろに回されてしまうという心配があって、そのものを今の現状の状態で、ここは完璧に打ちかえだとか、オーバーレイでいいとか、そういうところの算定はされているのでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） 現在、町道に係る部分、榎林から上北に抜ける一部区間ですけれども、榎林上北町線については、今年度において発注、打ちかえ業務発注済みですけれども、その他の地区付近に関わる国道394号、県道関連等については、前年度の県単事業等との要望等で、それは県のほうにお願いするという形をとっております。

○議長（田嶋輝雄君） 6番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 27ページ、8款2項1目のところに、このたび、道路沿いの草刈りにちょっと経費がかかったのかどうかわからないのですが、例年度よりは余り草刈りが出来ていないというような感じを受けたのですけれども、そのために18節備品購入費、この草刈装置購入費と言っていますけれども、今あの、草刈りでも、田んぼなんかでも、トラクターにつけて簡単に経費がかからずに切れる、雑草を切るやつがあるので、この機械はどんな機械なのか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） 草刈り装置の購入費でございますけれども、この増額分については、当初草刈りに装置の購入ということで、油圧駆動の垂直回転型のハンマーナイフ、これが旧規格になったことから、変更になったということと、輸送費の追加に伴う増加でございます。

草刈り装置については、通常的小型ロータリーにアタッチメントとして垂直型で回転方式で草刈りを行う装置でございます。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） もう一つ、先ほどの3目に入るか、1目の15節に入るかわかりませんが、ちょっとした工事をしたほかにも、いろいろなところを私なりに走ってみて、建設員というわけではないけれども、見るたびにかなりの道路の整備がおくれて

いるなど。普通、道路をつくってからメンテナンスをするには、例えば20年、30年、また道路の交通量の多いところは10年後にはなるかも知れませんが、余りにもひどいなというふうに感じています。道路の水平から大体どれくらい、例えば路肩が斜めになったり、危険度を感じたというような、法的なものが一つあるのか。

それとその観光主体な我が町でいるのですけれども、観光よりも道路整備が私は大切なような感じもするのですけれども、観光費から比べれば道路整備のほうがおこなわれている。でも、観光する方はこの地域を見る時にはいろいろな道路を走るわけです。走るたびにちょっとした市街地に行けば、かなりの道路が悪い。果たしてそれを観光に来た人がどう受け止めるかということを考えれば、もう少し道路整備は予算を組んでやるべきことだと私は思うのですけれども。

なんかこう、道路の整備にしてはかなり穴が開いていてもシビアに動いているのですけれども。その辺、計画的に、年間10億円くらい使って、どこどこ直せ、どこどこ直せという形をもっていたら、さっき総務課、財政課か企画で言いましたが、一つの課で20億円も出されると困る、というような話をしていますが、この道路に関しては、やはりそれくらいの予算を組まないといけないです。できなければ、それなりにみんなで一生懸命道路整備、私も車を走っていたら穴が開いていて、道路に。たまたま歩道に人が歩いていなかったからよかったです、アスファルトの破片がぼんと飛ぶときがあるのです。私はそれなりに歩道を見たら、結構歩道に石が飛んでいるのです。たまたまそうであるけれども、整備はどういう計画を立てて、ここは何年後、ここは何年後という計画がなされているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

これは、前回の小坂議員のほうからも質問があった内容で、管内における著しい道路の状況の舗装関連の質問であった事項なのでございますけれども、今現在、舗装補修に関しては、幹線道については、いわゆる社会資本整備総合交付金、国庫補助を使った形での舗装補修事業、これを実施しているところでございますけれども、実際のところ、今年度もそうですけれども、補修系、舗装補修系の整備については、交付金減額されていると、そういう状況になります。

したがって、これからそういった補修系対策でやっていくことになっていきますけれども、まず、平成25年、平成26年について、この道路のストック総点検、これを4カ年ほど経過している状況でございますけれども、いわゆる社総交の補修整備がかなり減額されている状況、そういう補修整備が追いつかない状況も踏まえまして、今後インフラの長寿命化計画、これを策定していきたいと。それによって、単独事業費として、公共施設等の適正管理事業債、こういったことの起債等の関連事業も活用できるということでもありますので、まずその計画策定、今後計画として策定していったら、道路のメンテナンスサイクルとしてそういう補修事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） いいですか、最後。

一つ例で、これは町道ではなく県道になるのですけれども、当初、昔の盛田牧場のところから394号、それから榎林バイパスまで、その中間で、当初ここにも予算にのっているのですけれども、集落排水事業ということで15年くらい前に394号を使ってやったわけです。今、下水道でもこの町内でもやって、大体3年後に落ち着いたころやるというふうになっているのですけれども。県道とかいう場合の場合は、10年たっても15年たってもやり直しがならない状態にいます。

自転車を走っている人に見れば、大変かなというふうに私が思うのです。それと、シルバーとかそういう形で車で移動があるのですけれども、結構デイスの車も揺れるという話を聞いているのですけれども。それなりの運転手はそれなりの運転すると思うのですけれども、その国道394号の場合は、そういう工事してから何年後に補修してくれるとかという約束とか、計画的に計画があるかをお聞きしたいと思います。

県道について。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

県道関連の、いわゆる排水路の維持、管理、ということでよろしいでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） たまたま394号線の四ヶ村地区の通りに、14、5年前に浄化槽、下水道工事をして新設されたわけです。ところが、このたびいろいろな大型が走ったりして、行くときは、盛田牧場に行くときは、附田まで。帰りは、花松、中軸を通過して帰るという形で動いているのですけれども、盛田牧場のところの入り口から、結構、物が壊れているのです。その例えば今、下水道をやって、町道であれば、下水であれ、水道管であれ、つくれば3年か5年後にはちゃんと舗装してやるというふうには、そういう計画でやっているのですけれども。

この県道とかというのは、そういう工事をした場合、何年後と決まっているのですか。それとも5年後には、ここの舗装をお願いしますといった計画書を向こうに出しているかということをお聞きしています。

○議長（田嶋輝雄君） 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

いわゆる、394号にかかわる舗装補修等の関連だと思いますけれども、これは、ことしもそうなのですけれども、我がほうで、県のほうに県単要望ということで、舗装打ちかえ等の要望をさせていただきます。

ただ、県民局サイド、道路施設課サイドですけれども、いわゆる一般国道上北自動車道、これのインターができるわけなのですけれども、その供用年度を図った上での調整

ということを今考えているようでございますので、今しばらくお待ちください。

○議長（田嶋輝雄君） 10番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、29ページ、10款1項2目事務局費から、36ページ、13款2項9目奨学資金貸付基金費まで、発言を許します。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 体育施設のところで、お伺いいたします。

ページ数34、10款5項2目委託料、15節と関連してお伺いいたします。

体育館という管理経費とは、どういうふうになっているかが一つお伺いします。大体、体育館というのは、できたら何年くらいのメンテナンスを、何年くらいしたらこういうメンテナンスをする、これくらいをやる、というふうになっているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎） お答えします。

私の知り得る範囲内ですけれども、法的な基準、決まりというのは、ちょっと見たことがありますので、明確なそういった基準というのはないかと思いますが、やはり20年、30年というふう経過していきますと、やはり修繕しなければならない箇所、また、大規模な改修が必要になるというふう考えております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） 一つの例なのですけれども、例えば、20年後にちょっと屋根に穴が開いたと。そのままの状況でいて10年たったら、もう300カ所くらい穴が開いたと。そういう形で過去にあったわけです。それから、直すと何千万円とかかるわけです。今、この間でもあったのですけれど、ふれあいセンターで雨漏りしていたと。

ところが、春からそういう話がありながら、補修、それなりのことをしていないと。観光に関しては一生懸命補正でばんばんやっているけれども、この、余計な話ですけれど、雨漏りしてバケツが何個くらいになったら補修というふうになるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎） お答えします。

議員御指摘のとおり、スポーツセンターになりますが、5年くらい前に屋根等の大規模な補修を実施しておりますが、残念ながら今、雨漏りの状況がひどいというのは、こちらのほうでも認識しております。

やはり今のままではいけないということで、現在いろいろな改修方法につきまして、いろいろな業者から見積書をいただいたり、いろいろな改修方法について検討しているところ です。

現在、概算的な見積金額になりますけれども、やはりかなりの高さがある、また、面積

が広いということで、概算の工事費で約1,500万円から2,000万円くらいは最低かかるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） 全てに関連するのですが、この屋根の上を見るといえば大変なことですよ。本来、管理するにも。

そこで私はちょっと提案したのですけれど、災害とかいろいろなものがあると。スポーツでもサッカーでもなんでも、そういう時代で上から見ると、どういう動きをしているかと。それで、ドローンのお話をしたのですけれど、200万円かちょっとくらいで買える、これがもっと早く気がつけるといったら、屋根の上でも見れるでだろうし、委託しなくても誰かが免許をとってやればいいことなので、やはりその、体育館であれ、農業であれ、観光であれ全て、例えば道の駅が今どういう、駅前がどうなっているか、上から見るとよし、いろいろな形が出ると思うのです。そういう発想って、まちおこしなんかも考えていいような感じがするのですけれども。

それを早く発見できれば、そんなにお金かからずに済むと思うのです。また、高いところはなかなか見られないです。そういう意味で、そういう発想をもった形でやったほうが、経費がかからないで早くキャッチできると思うのですけれども。これは具体的に言えば総務的な話になるのですけれども、そういう考え方はあるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部慎一郎） お答えいたします。

スポーツセンターの、やはりどこに穴が開いている、どこが悪いのかということで今回、町の事業者にご協力いただいて、ドローンを上げて全て写真撮影しております。また、目視によりまして、実際に屋根の老朽化等を確認しております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番。

○12番（田嶋政義君） 教育費、ページ数31ページ、学校管理費。教育長にちょっとお伺いしたいのですが、先般新聞に大きく学校、プールのことで学校、全国的にプールを廃止する、老朽化で。うちのほうもほとんど学校にプールがないということで。でも、泳げない子供がすごくふえてくると困るということで、インストラクターなんかを頼んで、室内をもっているところでやっているみたいなのですが。

我が町は、立派な温水プールがあるので、何とか子供たちを夏じゃなくても、室内、温水プールですから、冬の間もできると思うので。そういうので、習慣的に、ことしは無理で来年度でもいいですから、そういうのを取り入れて、そのインストラクターを冬季間置

いて、それで授業を行って町のスクールバスもありますので、それであつたら子供たちもなかなか冬そういうところで泳ぐというのはなかなかないので、我が町はそういう立派なのがあるので、大いにそういうのをやって、小中のやはり泳げない子供をなくすために、そういうふうなものを検討していただけるでしょうか。

その辺、教育長。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 田島議員にお答えします。

今現在は小学校はプールを使っております。ただ、中学校に関してはそのところは今情報がないのでちょっとわかりませんが、確かに温水プールがあるということは、利用する価値があると私も思います。各小中学校のほうにそれなりに働きかけていきたいと思ひます。

○議長（田嶋輝雄君） 12番、よろしいですか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 35ページ、13款1項4目、5目に関連してお伺ひします。

○議長（田嶋輝雄君） 全般ですからよろしいです。

10番。

○10番（田嶋弘一君） 一つが、28節のところに公共下水道整備費繰出金というふうにあるのですが、それからもう一つが、下の消火栓設置費等繰出金、28節のところ。二つお伺ひいたします。

水道整備事業の中で例えば前回もお聞きしたのですが、このたび一千百何メートルだか定かではないのですが、石綿管を直すということで、ではあとどれくらいと言ったら、あと1万メートルだか1万キロという話で、そういう意味であと10年以内にその石綿管を直せるものか。

それともう一つが、消火栓のところですが、ある工事が行われて、たまたま金曜日にそれが終了したと。石綿管を修理するのに。ところが、その夜にシャワーを浴びたら、泥水が出たという話を聞いています。次の日に朝みんな洗濯しようと思って、今自動です。そうしたら、洗濯したのが全部黄色くなっていたと。

消防であれば、例えば火災が起きたと。火災が起きたときは、その消火栓を使った次の消火栓の水を出して、消火栓を一旦使うと赤水が出るそうで。次の消火栓も終了後に開けてきれいな水にして順繰りにこうやるというふうになっているのですが。

例えば、事業主に渡すときに、もしここがこういうふうになって石綿管がちょっとでも見えて泥が入ったと思ったら、次の消火栓を開けてちょうだいとか、そういう指導的なことをしているのか。

それと、そういう事件が起きたときには、夜であれば、朝であればその警備員に報告して住民から役場に電話をかければ警備員が出ますが、その時に警備員が何時であろうとも上下水道課長に電話がいくようになっているのか。

その辺をお伺いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原田秋夫君） 一つ目の、石綿管についてですが、まだ約4万7,000メートルくらいあるのですけれども、これ10年間でやれるかということ、ちょっとそれは予算的に無理な状況でございます。

今、10カ年計画で、予定としては、ちょっとお待ちください。10カ年計画で約4万4,000メートルくらいあるのですけれども、実際的には10年計画ではそこまでは多分いきません。10カ年計画ですと、まだ平成32年以降でもまず2万3,000メートルくらいまだ残る形になります。

ただ、浄水場の本体のほうも50年近く七戸地区のほうはたっていますので、そちらのほうにも今度投資していかないとならないものですから、老朽管の更新のほうも一時事業のペースは落ちていくと思います。そういう形で、下水道の石綿管に関して、なかなか早くやりたいのですけれども、すぐにはやれない状況にあります。

それから、先ほど先々週の9月7日金曜日、夕方から明朝にかけて、蒼前地区で発生しました漏水事故対応につきまして、地域住民への周知がくれ、多大な御迷惑をおかけしましたことについて、この場をおかりして、おわび申し上げます。

今回の漏水事故ですが、蒼前地区において午後3時頃に発生しまして、職員を至急現場に向かわせ復旧作業を行いました。それで午後7時頃に復帰が完了し、通水を開始し、同時に給水に影響が出ないよう濁り水を消火栓等から、消火栓、あとはバルブ等から吐き出す措置を取りました。ただ、直径20センチという大きいサイズの本管が及ぼす影響に対しまして経験が不足していたことから、今回のような濁り水が家庭の蛇口から出る事態となってしまいました。

あと、消火栓を随時開けていくのかという話でしたけれども、消防にはお願いしないで、職員がやる形で随時濁りの状況を見ながら対処している状況です。

それからあと、当直警備からの連絡ですけれども、私には入ることはあります。ただ、夜中になるとなかなか難しいのがありまして、本管が破裂すると職員のほうに、携帯のほうに通報が入るようになっていきます。結構大きな管だと、その影響がすぐ入るように携帯にちゃんと連絡が来るようになっていきます。警備員を通さなくても、状況によりまして、大きい事故だと担当のほうに入ってきます。

以上ですけれども、あと何か忘れていましたでしょうか、済みません。

○議長（田嶋輝雄君） 10番、よろしいですか。

10番。

○10番（田嶋弘一君） そこで、町としてはアフターケアというのが私、大変、大切かと思うのですけれども。

夜になっても風呂に入るときにまだ砂が入っていたと。そういう形の中で、普段よりは2倍か3倍の水を使ったというふうになっているのですけれども、その場合は経費的には

住民負担なのか。町がその日に関しては、というか、漏水に関しても例えば自分たちのほうのメーターが動いているか、役場のほうのメーターが動いているかでは、本管から自宅に来るときのあれで、ちょっと違うのですけれども。あなたのところはこの度倍もかかっていたよと。その時はどこか壊れておったということが判断できて直したりするのですけれども。

こういう場合は、いかななものかなというふうにまず感じるのと、地域に防災無線を使って流したときにも、若干2時間半くらいはおくれていたという話なのですけれども。こんな事件があれば水道課は時間外がついても仕方ないなというふうに感じるのですけれども。

その辺のアフターケアはどういうふうになったのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原田秋夫君） お答えします。

今回の漏水事故に対して、各家庭で濁った関係の水を蛇口から多分何トンか入ったと思うのですけれども、それに関しては次の検針のときに調べまして、大体3カ月くらい、今までの3カ月くらいの平均水量を見まして、それ以上極端に違っているようであれば、その辺の減免をしていきたいなと今考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今回の事件については、とにかく対応の不手際が多すぎたということで、改めておわびをいたします。

最後の答弁するのは、防災無線の周知、もうそれをやっていたらその前にみんな水を使いますから、広報車を回せと、そういう、もう事後ですけども、それはちゃんと言っておきました。

それから、当然濁りがいっぱい入るというのを前提にして、とにかく徹底して泥をはけと。これも、もう終わったのですけれども、これもちゃんとマニュアルでちゃんとやっておくと、こういうのも指示をしておきました。

それから、集落が大体三つくらいですから。二つか三つですから。三つです。ですから、恐らく個別におわびの文章を持って、ちょっと後になりましたけれども、回って歩いたはずですし、水道料金の減免と。これらもきちっと、当然各家庭で泥をはくということになりますので、減免もするということにしました。全て、対応がちょっと遅すぎるということで、かなりきつく叱っておきました。

今後については絶対こういうことのないようにということでありまして、改めて迷惑をかけた住民に対して、御迷惑おかけしたということでおわびを申し上げたというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号平成30年度七戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。20分まで。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第6 議案第70号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第6 議案第70号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第70号平成30年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第71号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第7 議案第71号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号平成30年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第72号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第8 議案第72号平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号平成30年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第73号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第9 議案第73号平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） この霊園事業に関してですけれども、私はこの間ちょっと見てきたのですけれども、墓地が開いているところがあるのですけれども、その墓地を欲しいという場合には、どういう形で、どういう人が、七戸町の霊園に入れるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

霊園のほうに購入したいということであれば、購入できるということでございます。

町民、または町民に関係ある方が買いたいと言った場合には、購入できるということでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） 余計なことなのですけれども、余計ではないと思うのだけれども、ここの地区に昔いたと。ところが、今東京にいると。ところが、東京の墓地が高いと。噂に聞けば、一個人の役員報酬くらい取られるという話で、こちらのほうに行ったらどうやって入手できますかと。こちらのほうで、こういうのは公募するというふうにはいかないのですけれども、今言ったとおりに、誰かがここの地域に住んでいる人の関連した人が、実はということであれば、墓地に買い取りできるということ。

ちなみに、お幾らくらいするのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） 大変申しわけございません。

墓地には2種類がございます。一つが、6平方メートルの区画のものと4平方メートルの区画のものがございます。6平方メートルの区画のものが23万円、4平方メートルのものが16万円となっておりますけれども、さらに道路に面しているとか、立地といえますか。場所によって値段が若干異なっているということでございます。

基本的には2種類あるということでございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番、よろしいですか。

15番。

○15番（三上正二君） 前に、これはたしか町長がそういう、私の記憶違いであれば申しわけないのですけれども、例えばこの東京から七戸まで3時間で来ます。確かに今、10番議員が言ったように、東京では墓地も何も高いから、とてもじゃないけれど買えない

のです。それは確かなのです。そうすると、逆にこの田舎と言えはこの七戸であれば、3時間あれば年に何回かは、お盆とかそういうのは来るでしょう。

逆にこの、それも一つのこの人口の何というか、ふやすという形のところで、そういう考え方は考えられないものでしょうか。

これもできれば、町長からお伺いしたいです。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いろいろなまちおこしというのはあると思います。

今、社会生活課長が答弁した、無条件にこれくらいで販売というのは、ある程度やはり審査というのは必要かと思います。

そこに、こういうのを、そういうまちおこしなり、当然町としても、いわゆる墓地の整備なり、あるいはまた周辺の舗装の整備なり、当然必要になってきますので、この辺は検討してみますが、果たして町がこれで起きるかどうかというのもあわせて、検討してみたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 15番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号平成30年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第74号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第10 議案第74号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号平成30年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第75号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第11 議案第75号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号平成30年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第76号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第12 議案第76号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

収入支出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について、採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第76号平成30年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第77号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第13 議案第77号平成29年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月11日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（松本祐一君） 決算審査の報告をいたします。

9月11日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第77号平成29年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、14日、19日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました、決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長（田嶋輝雄君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 御異議ありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号平成29年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第14 報告第21号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第14 報告第21号平成29年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します

10番。

○10番(田嶋弘一君) さかのぼって調べたのですけれど、将来負担比率ということで、去年は12%まで、よくやったなというふうに感じていました。その前の年が26%だったかに感じています。その前の年が44%くらいと。ここまでよく頑張ってきたよなというふうに感じていました。

ところが、平成29年度はまた、上がってきたわけです。でも、決算でも、今年度の予算でも、将来像を見ていくといろいろな形に投資。先ほども、建設課、上下水道課から聞いたのですけれど、やらなければならないのはわかるのだけれども財政的にと。ところが、観光的なものには、結構見ばえがいいというか、というような投資の仕方、その後に関して今、体育館のほうを聞いたのですけれども、やはり20年後、30年後の間にメンテナンスが必要だと。

ということを感じているのですけれども、果たしてこの状況でいけば、我が町の人口は大体300人くらい減った。当町合併前は1万9,300人くらいだと思うのですけれども。それから、11年たって今1万6,000人と。5年後、この状況がどういうふうになるかといった時に、町の住民が減る。

今、農業でもそうなのですから、団塊の世代が若干頑張ってくれているから、親子でも働けるような状態なのですから、将来の5年後を見れば昭和20年代の人はもう80歳に近いというような感じでいろいろな形から離れていくような感じがするのですけれども、この人口減少にぶつかりながら果たしてこれでいいのかなというふうに私が思うのですけれども。

将来像としての計画はあると思うのですけれども、来年度、再来年度の将来負担率は、どのような状況に変わっていくのですか。今、この計画でいけば。

○議長(田嶋輝雄君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

来年度以降の財政状況、その中でも将来負担比率がどのように推移していく見通しかという御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、平成31年度以降、大規模な建設事業がいよいよ本格的に動いてまいります。

今、財政課においては、今後計画される道路であったりとか、体育館もそうですが、いろいろな事業を精査して、年度ごとにどういった予算配分をしていけばいいのか、今まさにその計画を策定しているところでございます。

その中で将来負担比率に関しては、当然、大規模事業になりますと、起債の充当が避けられない状況になりますので、現状よりは上がることは確実でございますが、この健全化比率の中での早期健全化の指標であったりとか、そういったものに影響を及ぼさない、健全な財政運営ができる状況での今計画を策定しておりますので、その計画がまとまり次第、また議員の皆さまに詳しく御説明したいと考えておりますので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 10番。

○10番（田嶋弘一君） 最後になると思うのですがけれども、計画は私は簡単だと思います。やらなければやらないものをやらないで、いけばそれで済む。

例えば今、石綿管の話であり、これから北海道でも大きな地震がありました。その時のライフラインと云ったら、水、前にも言ったのですけれども、せっかく合併したのだから、例えば膝森地区、中野地区でもいい、倉岡、底田でもいい。水道管のジョイントをしたらと言ったら、経費がかかると。でも、町のことと言えれば変な言い方だけれども、そういうのに関してはうんもすんもなく前に進むと。

本来、生活する住民のライフラインのことを考えれば、どっちが大切かというふうに考えたら、金の重点の置き方が全然変わってくると思うのです。今の状況でいけば、どっちをどういうふうにやったら金が、将来負担比率が低くなるか。どっちをどうやったら、将来負担比率が高くなるかということを考えれば、私であればライフライン的な、道路とか水道管とかのほうが将来的にはよさそうに感じるのですけれども。

その辺、検討するということですので、検討してください。

○議長（田嶋輝雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終了します。

以上をもって、報告第21号平成29年度決算に基づく七戸町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第15 発議第6号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第15 発議第6号日本政府が核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番、佐々木寿夫君。

○7番（佐々木寿夫君） 提案理由を述べさせていただきます。

国際法史上、初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、昨年7月7日の国連会議で、国連加盟国の3分の2以上、122カ国の賛成で採択されました。

世界で唯一の戦争被爆国で、核兵器の悲惨さを知る国の政府として調印し、国会の批准を経て条約に正式に参加することを強く求めるものであります。

核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の悲惨さ、さらにその被害の大きさを厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性を述べています。

さらに、条文の第1条では、核兵器を開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵などの禁止を義務づけ、さらに使用、使用の威嚇などが禁止されています。

七戸町の議会では、平成20年9月11日に非核平和自治体宣言を決議しました。その条文は、「七戸町議会は次のとおり決議する。世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、今なお存在する核兵器は、人類の生存に深刻な脅威を与えています。我が国は唯一の被爆国として、あらゆる機会を通じて核兵器廃絶を訴えなければなりません。」

七戸町は非核三原則の堅持と恒久平和を求め、非核平和自治体であることを宣言しますと決議しています。このような立場から、日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国家が批准することを求めるのは当然のこととあります。

日本全国の議会でも、半数以上の議会がこの意見書を提出することを認め、岩手県の議会では9割の議会がこれを認めています。近隣の自治体では、十和田市も東北町の議会でも、この意見書を採択しております。我が町も、この意見書を採択し、核兵器をなくするために努力したいと思えます。

皆さんの賢明な御判断をお願いいたします。

以上で、理由とさせていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

したがいまして、発議第6号日本政府が核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第16 発議7号

○議長(田嶋輝雄君) 日程第16 発議第7号早急な水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番、岡村茂雄君。

○5番(岡村茂雄君) 発議第7号早急な水道民営化を推し進める水道法改正法成立の意見書に反対する意見書(案)について、御説明いたします。

今までの民営化と違って、大きな問題が絡んでおりますので、少々長くなりますが、よろしく願いいたします。

政府は、延長国会で突如、水道法改正案の審議をし十分な審議をしないまま7月5日の衆議院本会議で可決しました。参議院ではまだ未審議でございます。

改正法案は6月に発生した大阪北部地震で老朽化した水道管問題が取りざたされたことなどを理由に、老朽管対策として審議入りしました。しかし、その中身は、水道の広域化とともに、注水業務を始め施設の整備や管理、料金徴収までの運営権を全て民間事業者に譲渡する、いわゆるコンセッション方式を導入する内容となっていることから、水道事業の民営法案であると指摘されております。

水道は国民の生命や生活に欠かすことができないライフラインであることは言うまでもありません。その運営の全てを民間事業者に移すことは、自治体側の関与はなくなり、災害発生時の応急体制や他の自治体への応援体制を始め、施設の整備や管理体制の不透明化、利益を確保するための料金値上げなど、公共性や安全性の確保が危惧されます。これまで民営化を進めてきた諸外国では、そのようなことが現実に起きてきたことから、再び公営化する自治体が急増しています。

そのような時期に、麻生副総理がわざわざアメリカのシンクタンクでの講演で、日本の水道は全て民営化すると発表したのはなぜだったのか。また、その時、会場がどよめいたのはどうしてだったのか。それは、諸外国で市場が縮小している水のメジャーと言われる世界的企業、これは主としてフランス、イギリス、アメリカを中心とする多国籍企業ですが、それを日本の水道事業の運営に参入させる公約の場だったからです。ここが、これまでの民営化と大きく違うところでございます。そこには、水戦争とも言われますが、世界中の水道事業進出をもくろむ外資系のメジャー企業の戦略と、日本の財政事情が重なって見

えてきます。既に外資系のメジャー企業は、日本の水道事業に入り始めています。

確かに、世界的に水道事業の民営化が進んだ時期がありましたが、そこに共通しているのは、国家財政の悪化によるところでございます。その民営化の実態は、水道運営のノウハウを持っているとされる世界的なメジャー企業が独占している状況であると言われてます。

しかし、先ほども言いましたように、漏水や衛生面に關わる施設等の不整備や、合理化に伴う不十分な管理体制、系列や子会社による工事の独占、たび重なる料金の値上げなど、利益優先の運営に批判が高まって、再公営化する自治体が相次いでおります。

ここで注目されるのは、コンセッション方式の再公営化が顕著なことでございます。中でも、民営化の手本と言われるフランスで、パリ市の水道事業が再公営化されたことが他の国々の再公営化に拍車をかけていると言われてます。また、再公営化にあたっては、フィリピン・マニラ市のように、損害賠償などの問題も生じています。世界的に再公営化が進む水道事業の使命を考えると、コンセッション方式の民営化は、外資系のメジャー企業の参入など、問題が大きいと言えます。また、施設整備等に係る工事を地元業者が受注できないということも十分予想されます。

以上のようなことから、国会及び政府に対して地方自治法第99条の規定により意見書を提出するために提案するものです。

どうぞ、皆さまこの趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田嶋輝雄君） 起立多数です。

したがいまして、発議第7号早急な水道民営化を推し進める水道法改正案の成立に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第17 発議第8号

○議長（田嶋輝雄君） 日程第17 発議第8号学校施設への冷房と空調設備の設置促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番、岡村茂雄君。

○5番（岡村茂雄君） 発議第8号学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書（案）について、御説明いたします。

大変申しわけございませんですが、先ほど見ましたらこの意見書のほうで、タイトル「空調設備の促進を求める意見書」となっておりますが、「設置促進を求める意見書」ですので申しわけありませんが御訂正お願いいたします。

近年、世界的な異常気象で、猛暑による熱中症が大きな社会問題となっています。

文部科学省の学校環境衛生基準では、教室内の温度は17℃から28℃が望ましいとしていますが、実際にはそれ以上の日が続いていると思います。8月の夏休み明けの挨拶運動の時に、先生に聞いてみたところ、教室では扇風機を何台も回しっぱなしで、熱中症症状になるような生徒もいるということを知りました。

かつて冷房設備はぜいたく品と見られていたこともありましたが、今では一般家庭にごく普通に普及しています。しかし、13日の一般質問でもありましたが、全国的に子供たちが1日の大半を過ごす学校には、冷房等の空調設備の普及が進んでいません。空調設備の普及が進まなかったのは、ぜいたく品という考え方もあったと思いますが、最近の気温はその頃と比べものになりません。

また、設置するとしても、国の補助対象が限定されているため、独自に設置することが財政的にも困難な市町村が多いと思います。

しかしながら、国には、子供たちが集中して学習し、快適に学校生活を送ることができる環境の整備を行う責務があると思います。このようなことから、国会及び政府に対し地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するために提案するものでございます。

皆さまにおかれましては、この趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 質疑がありませんの

で、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田嶋輝雄君) 起立多数です。

発議第8号学校施設への冷房空調設備の設置促進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議員派遣について

○議長(田嶋輝雄君) 日程第18 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長(田嶋輝雄君) 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、平成30年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。御苦労さまです。

閉会 午後 0時01分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成30年9月20日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員